

オブジェクト識別子の構成要素値の指定に関する規程

平成二年十二月六日郵政省告示第七百三十号
最終改正 平成十四年三月二十七日総務省告示第百六十七号

(目的)

第1条 この規定は、郵政省告示第729号(オブジェクト識別子に係る推奨通信方式を定める件)に規定する推奨通信方式を利用する者にオブジェクト識別子構成要素値を指定することにより、通信システム間の円滑な通信を確保し、もって電気通信の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、使用する用語の定義は、郵政省告示第729号(オブジェクト識別子に係る推奨通信方式を定める件)によるものとする。

(国内標準に関する指定の申請)

第3条 国内標準に関するレベル4のオブジェクト識別子構成要素値の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定を受けようとする理由
- (3) 指定を受けようとする国内標準の種別
- (4) 指定を受けようとするオブジェクト識別子構成要素値を利用するオブジェクト識別子の規定がある国内標準又は国内標準案の概要及び発効時期

2 前項の申請書には、前項各号の事項を明確にするために必要な資料を添付しなければならない。

(国内標準に関する指定の審査)

第4条 総務大臣は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請者が国際電気通信連合標準化部門の勧告に準拠した国内標準を作成する標準化機関であること
- (2) 既にオブジェクト識別子構成要素値が指定された国内標準の種別の中に、指定を受けようとする国内標準の種別と同等の機能を有しているものがないこと
- (3) その他指定を受けようとする理由が本告示の目的に照らして妥当であること

(国内標準に関する指定の実施)

第5条 総務大臣は、前条の規定による審査の結果、第3条第1項の規定によるオブジェクト識別子構成要素値の指定の申請が前条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、オブジェクト識別子構成要素値を指定し、申請者にその旨を通知するものとする。

2 指定したオブジェクト識別子構成要素値には、使用の条件を付することができるものと

する。

- 3 総務大臣は、第3条第1項の規定によるオブジェクト識別子構成要素値の指定の申請が前条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(組織に関する指定の申請)

第6条 国の機関及び地方公共団体以外の組織に関するレベル4のオブジェクト識別子構成要素値の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第2の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定を受けようとする理由

- 2 前項の申請書には、前項各号の事項を明確にするために必要な資料を添付しなければならない。

(組織に関する指定の審査)

第7条 総務大臣は、前条第1項の規定による申請があった場合には、当該申請が次の各号に掲げる基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請者が既に組織に関するオブジェクト識別子構成要素値を指定されていないこと
- (2) その他指定を受けようとする理由が本告示の目的に照らして妥当であること

(組織に関する指定の実施)

第8条 総務大臣は、前条の規定による審査の結果、第6条第1項の規定によるオブジェクト識別子構成要素値の指定の申請が前条各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、オブジェクト識別子構成要素値を指定し、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 指定したオブジェクト識別子構成要素値には、使用の条件を付することができるものとする。
- 3 総務大臣は、第6条第1項の規定によるオブジェクト識別子構成要素値の指定の申請が前条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(氏名等の変更の届出等)

第9条 オブジェクト識別子構成要素値の指定を受けた者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第3の変更届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 変更前の氏名等
- (3) 変更後の氏名等
- (4) 変更年月日

(廃止の届出)

第 10 条 オブジェクト識別子の指定を受けた者は、指定を受けたオブジェクト識別子を使用しなくなったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を記載した様式第 4 の廃止届出書を総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 指定されたオブジェクト識別子構成要素値
- (3) 廃止年月日

(指定の取消し等)

第 11 条 総務大臣は、次の各号の一に該当する場合には、オブジェクト識別子構成要素値の指定を取り消すことができるものとする。

- (1) オブジェクト識別子構成要素値の指定を受けた者が、偽りその他不正な手段によりオブジェクト識別子構成要素値の指定を受けたことが判明したとき。
- (2) オブジェクト識別子構成要素値の指定を受けた者が、正当な理由なく郵政省告示第 729 号 (オブジェクト識別子に係る推奨通信方式を定める件) に規定する推奨通信方式を 3 年以上にわたって利用しなかったとき。
- (3) その他オブジェクト識別子構成要素値の指定を受けた者がこの規定に違反したとき。

2 総務大臣は、前項の規定によりオブジェクト識別子構成要素値の指定を取り消した場合には、その旨をオブジェクト識別子構成要素値の指定を受けた者に通知するものとする。

(使用状況等の確認)

第 12 条 総務大臣は、オブジェクト識別子構成要素値の指定を受けた者に対して、指定されたオブジェクト識別子構成要素値の使用状況等に関し、資料の提出を求めることができるものとする。

(電子情報処理組織による手続)

第 13 条 総務大臣は、次に掲げる手続について、電子情報処理組織 (総務大臣の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下同じ。) と、当該手続を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。) を使用して行わせることができる。

- 一 第 3 条第 1 項の規定による申請書の提出
- 二 第 6 条第 1 項の規定による申請書の提出
- 三 第 9 条の規定による変更届出書の提出
- 四 第 10 条の規定による廃止届出書の提出

2 前項の規定により行われた手続については、当該手続を書面の提出により行うものとして規定したこの規程に規定する書面の提出により行われたものとみなして、この規程の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により手続を行う者は、第 3 条第 1 項、第 6 条第 1 項、第 9 条又は第 10 条の各号に掲げる事項についての情報その他必要な情報に、電子署名 (電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年法律第百二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。)

を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する情報（以下「電子証明書」という。）と併せてこれを送信しなければならない。

- 4 前項の電子証明書は、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書その他の総務大臣の使用に係る電子計算機により有効性を検証することができる電子証明書でなければならない。
- 5 第1項の規定により行われた手続は、同項の総務大臣の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に総務大臣に到達したものとみなす。

第14条 総務大臣は、次に掲げる通知について、電子情報処理組織（総務大臣の使用に係る電子計算機と、通知を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 一 第5条第1項及び第3項の規定による通知
 - 二 第8条第1項及び第3項の規定による通知
- 2 前項の規定により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（改正の経緯）

改 正 平成十三年三月二十七日総務省告示第百六十六号

最終改正 平成十四年三月二十七日総務省告示第百六十七号

様式第 1 (第 3 条関係)

<p>オブジェクト識別子構成要素値指定申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>総務大臣 殿</p>	
<p>(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (注) 印</p>	
<p>オブジェクト識別子構成要素値の指定を受けたいので、オブジェクト識別子の構成要素に関する規定第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。</p>	
<p>指定を受けようとする理由</p>	
<p>指定を受けようとする国内標準の種別</p>	
<p>指定を受けようとするオブジェクト識別子構成要素値を利用するオブジェクト識別子の規定がある国内標準または国内標準案の概要及び発効時期</p>	

長

辺

短

辺

(日本工業規格 A 4)

注 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第3 (第9条関係)

長
辺

変更届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (注) 印	
次のとおり変更したので、オブジェクト識別子の構成要素に関する規定第9条の規定により、次のとおり申請します。	
変更前の氏名等	
変更後の氏名等	
変更年月日	

短 辺 (日本工業規格 A 4)

注 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。

様式第4(第10条関係)

長
辺

廃止届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
(ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (注) 印	
次のとおり廃止したので、オブジェクト識別子の構成要素に関する規定第10条の規定により、次のとおり申請します。	
指定されたオブジェクト識別子構成要素	
廃止年月日	

短 辺 (日本工業規格A4)

注 法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記入すること。